

摂 津 市 議 会

民生常任委員会記録

令和3年6月11日

摂 津 市 議 会

目 次

民生常任委員会

6月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第38号所管分の審査-----	2
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員、水谷毅委員）	
議案第40号所管分の審査-----	6
質疑（増永和起委員）	
採決-----	8
閉会の宣告-----	8

民 生 常 任 委 員 会 記 録

1. 会議日時

令和3年6月11日（金） 午前10時 開会
午前10時30分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員 長	渡 辺 慎 吾	副委員長	福 住 礼 子	委 員	水 谷 毅
委 員	増 永 和 起	委 員	香 川 良 平	委 員	光 好 博 幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のために出席した者

市 長	森山一正	副市長	奥村良夫
生活環境部長	松方和彦	同部参事兼産業振興課長	吉田量治
同部参事兼自治振興課長	丹羽和人	市民課長	森口雅志

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件

議案第38号 令和3年度摂津市一般会計補正予算（第6号）所管分
議案第40号 摂津市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定の件所管分
（第1条及び第2条以外に関する部分）

(午前10時 開会)

○渡辺慎吾委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 本日は、お忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、昨日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○渡辺慎吾委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、水谷委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第38号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問させていただきます。1点だけでございます。

補正予算書第6号の12ページ、商工振興費、ビジネスサポートセンター業務委託料、補正161万5,000円についてお聞きしたいというふうに思います。

当初予算では236万1,000円計上

されていまして、大幅な増額ということなんですけど、この中身について伺いたいと思います。お願いいたします。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、香川委員のご質問について、お答えさせていただきます。

増額の理由でございますが、ビジネスサポートセンターは、4月6日から週1回火曜日に開設しておりまして、相談の枠として、午前1回、午後2回の3枠で相談枠を設けております。

直近の6月8日までで10日の開所日のうち、29件の相談を既に受けているということで、1件は、当日キャンセルがあったということで、全ての相談枠が埋まっている状況となっております。既に1か月先の7月13日でないと次の予約が取れないような現状でございます。非常に盛況な状況ということもございまして、新たに週1回から2回に相談の利用をふやさせていただくということで、今回、急遽6月に補正をさせていただいた状況でございます。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 内容について理解いたしました。

週1回から週2回にふえたということで、1か月先まで予約が埋まっているということでございます。市内事業者の方にとっては、無料で相談等ができるこのビジネスサポートセンターは大変いいことだというふうに思いますので、継続していただきたいなというふうに思います。

相談される内容なんかどんな感じなんかなって気になりまして、分かるようでしたら、そこも教えていただきたいなと思います。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、香川委員の2回目のご質問について、お答えさせていただきます。

この3か月弱の間の相談の内容でございますが、やはりアフターコロナの対応をやっぱり考えられている事業者の方が多く見られます。対面型にならないような販売促進の支援だとか、一例ですが、例えばウェブとかSNSでの対応、あと新たに自社製品の商品開発の支援、ホームページの作成や改良などを一緒に相談に乗っていくというような内容で、非常に幅広い業種の方がご相談いただいております。

○渡辺慎吾委員長 香川委員。

○香川良平委員 理解いたしました。

いい取り組みだというふうに思いますので、今後も継続して取り組みを行っていただくようお願いをいたします。

質問は以上です。

○渡辺慎吾委員長 光好委員。

○光好博幸委員 私のほうからも商工振興費のビジネスサポートセンター業務委託料について、質問させていただこうと思いましたが、香川委員のほうからも質問がありましたので、意見、要望という形でさせていただきたいと思います。

このビジネスサポートセンター、自民党・市民の会としまして、いろいろと要望もさせていただきながら、推奨もさせていただきました。お話を聞いていますと、予想以上に反響があるといいますか、相談件数が多いということで、非常に喜ばしいことかなというふうに思っております。

摂津市オリジナルのビジネスサポートセンターということで、商工会との連携等々すごく強められているというふうに

思いますので、ぜひこれからも連携していただきたいと思いますし、コロナ禍ということで相談件数も多いかと思いますが、中小企業のほかの支援策等々とも連携、連動させながら、ぜひやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。意見とさせていただきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 それでは、補正予算書の12ページの文化振興費、利用料等負担金、この中身について教えていただきたいと思います。

次に、商工振興費、ビジネスサポートセンター業務委託料、中身については、今も議論がありましたので、背景といいますか、新型コロナウイルス感染症の関係でということでお話がありました。やはり今非常に中小業者の皆さん、特にコロナ禍の最中で非常に厳しい経営状況になっているんじゃないかなということを心配しております。いろいろと休業の要請が出ているところ、飲食店なんかでも申請をしても支援金がまだ届いていないというような声をたくさん聞いておまして、摂津市もそういう支援金制度、摂津市独自の上乗せ分というのを作っているわけですが、国がそんなに遅れていては、摂津市の分も申請できないんじゃないかなとか、普通にコロナ禍の中で皆さん苦しんでいるというのを恐らくいろいろと聞いておられると思いますので、そういう状況をぜひ聞かせていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 丹羽部参事。

○丹羽生活環境部参事 それでは、補正予

算書12ページ、文化振興費、利用料金等負担金の補正予算の内容について、ご答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした蔓延防止重点措置に基づく、大阪府全域における不要不急の外出、移動の自粛要請により、4月8日から新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とするキャンセルは全額還付等させていただいております。

また、4月9日からは、営業時間の短縮要請により、夜間の貸し館を停止してございます。

また、国の緊急事態宣言を受けて、大阪府において緊急事態措置が取られたため、4月25日から施設の貸し室を停止しており、その後、2度の緊急事態宣言期間の延長を行い、6月20日まで貸し室を停止しております。

フォルテ摂津及び正雀市民ルームにつきましては、利用料金制度を導入し、指定管理者で運営を行っているところでございます。したがって、指定管理料の設定の際には、施設の利用料金を見込んで積算しておりましたが、貸し室停止、利用料金収入が見込めないため、過去3年間の実績を参考にご負担させていただくものでございます。

予算要求させていただいております377万4,000円の内訳につきましては、フォルテ摂津のほうで158万1,000円、正雀市民ルームが219万3,000円となっております。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 吉田部参事。

○吉田生活環境部参事 それでは、増永委員のご質問について、お答えさせていただきます。

1点目の相談の背景でございますが、やはり新型コロナウイルス感染症の長期化が十分考えられるということで、従来の下請けのみではなくて、自社製品の製造開発の相談、あと業態に関しての相談、変化についての相談、コロナ禍に対応するような販売促進などが、やはり相談件数の増加につながっていると分析しております。特に大阪府の場合、4月25日からの緊急事態宣言が発令されておまして、市内の事業者の方々にとっては、ウイズコロナをどのように対応していくのかということが非常に求められた結果ではないのかなと。それで相談事業として、いいタイミングといったらなんですけれども、開設できたということは非常によかったのではないかと思っております。

2点目の市内の事業者の方々のこういう感染状況の中での状況でございます。なかなか詳しい状況というのは把握しづらい部分もございますけれども、やはり業種だけではなくて、業種の中にも元請けのところが回復しておると非常に良かったり、なかなか元請けのところが厳しいと、同じ業種でも厳しかったりというようなお話をお聞きしたり、一部業界によっては、非常にまだまだ厳しい状況、飲食店が代表されますけれども、業態があるというようなお話は聞いておる状況です。

セーフティーネットのほうでいいますと、やはり3月末までは、国は市内の金融機関等の貸し出しもよかったので、非常に貸し出し数が多かったんですけれども、4月以降、政府系の金融機関だけにセーフティーネットの対象が変わりましたので、やはり件数は少なくなっております。ただ、直近ですね。昨日現在で1,986件ということで、やはり多くがこの1年以内の間

に借りられておる状況ということはございます。

あと、ビジネスサポートセンターもございまして、相談の中身なんかも、見させていただいておりますので、そういう状況でコロナ禍の市内事業者の把握とかをさせていただいております。

あと、増永委員がおっしゃっていたのは、多分大阪府の協力金の部分が非常に遅れておるということかと思ひまして、国の一時支援金等は、ひと月以内に給付されております。それに沿って、支援金は交付させていただいております。できるだけ事務的に支障がないような形で給付させていただいておりますので、1 か月はおかからずに事業者の方には、届いておるというような現状でございます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2 回目です。

フォルテ摂津、正雀市民ルーム、貸し室ができない状況になっていることで補てんをするということだと思ひますけれども、やはりこうやって長期間になってきますと、ここで働いてはる皆さんが生活保障をちゃんとされているのかというのが非常に心配になってきますので、その辺もぜひしっかりと目を配っていただきたいと思いますので、要望としておきます。

それから、ビジネスサポートセンターですけれども、やはり非常に皆さん、厳しい中で、何とか商売を続けたいという思いで頑張っておられるということだと思ひます。

非常に遅れているというのは大阪府の要請協力金費用です。これについて、ぜひ市からも、摂津市の業者がみんな困っているわけですから、声を上げて、早くしてほ

しいということを訴えていただきたいというふうに要望としておきます。国のほうもそんなにスムーズではなさそうだというのは聞いておりまして、お金のほうは先に入ってくるんだけど、決定通知が遅れているみたいなことを聞いたりもしています。その決定通知がまだ来ていないので、市のほうに申請をしたいんだけどできていないとかっていうようなお話も聞いていますので、それもやはりスムーズな早い事務処理をしていただけるようにぜひお願いしたいと思ひます。

建築業は、今本当に仕事が止まってしまって、全く入ってこないというようなこともよく聞いておりますので、建築業にかかわらず、いろんな摂津市の商業者の皆さんの状況をしっかり把握していただいて、さらなる対策を要望しておきます。

以上で私の質問を終わります。

○渡辺慎吾委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、1 点要望させていただきたいと思ひます。ビジネスサポートセンターの業務委託料の件です。

先ほどから、いろいろご答弁いただいているわけなんですけども、摂津市は4, 000 万円近くのコストがありまして、このビジネスサポートセンターを活用している方もたくさんいらっしゃることでお聞きしています。他市と比べて摂津市のいいところというのは、普通でしたら相談内容によってご案内だけさせていただくというケースも多いみたいですけど、それを一手に引き受けるというか、いわゆるワンストップでご相談ができるというのがすばらしい点であるというふうに利用者からも聞いておりまして、その点については、大変に評価をさせていただきたいというふうに思ひます。

一方、もっと利用したいという方もたくさんいらっしゃるということです。今後予算のほうも検討していただいて、産業都市である摂津市という特徴の中で、もっともっとそういうのを活用していただきたいというふうに思います。特にコロナ禍でもありますし、今後どうしていくのかとか、新しい事業を考えている方もたくさんおられると思いますので、さらなる充実をお願いしたいというふうに思います。

あと1点、摂津市の場合、小企業の占める割合が多い状態です。いわゆる現場で作業しながら経営をしているという方も多くいらっしゃいますので、場合によったら、オンラインでも対応できるような、わざわざそこに行かなくても相談できるような体制も含めて、充実をお願いしたいことを要望して、終わります。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時19分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 この条例の改正は、マイナンバーカードの料金の問題に係っていると思うんですけど、まずは中身について説明をいただきたいと思います。

○渡辺慎吾委員長 森口課長。

○森口市民課長 そうしましたら、増永委

員のご質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正の内容なんですけれども、現在、マイナンバーカードの再交付手数料は市の条例に基づいて徴収をしています。このたび、国がデジタル庁を新設することになり、関係法令の整備を行う中で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法になるんですけれども、こちらが一部改正をされまして、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構、通称J-LISになると明確化をされました。それによりマイナンバーカードの発行にかかる手数料の徴収事務につきましては、J-LISから市町村長に委託することができるという規定が盛り込まれました。

今後は、再発行手数料については、J-LISとの委託契約に基づき徴収することになるため、条例の規定が不要となり、該当箇所を削除するものです。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 マイナンバーカードですけれども、申請件数、交付数、現在分かるところで結構ですので、教えていただきたいと思います。率も一緒に教えてください。

マイナンバーのカードは、一定たったら廃棄をするというふうに聞いているんですけれども、この数字についても教えていただきたいと思います。

マイナンバーカードが申請されて、交付をされて届くまでの期間というのもあると思うんですが、窓口に置いておいて、来はるまで待っているという状態もあると思います。留め置きと廃棄、その数を教えていただきたいなと思います。

今、再交付に関しての料金だと思います

ので、再交付が今どれくらいあるのかということについても教えていただきたいと思います。

もう一つ、マイナンバーカードを一定期間をたっても取りに来られないときは廃棄するわけですが、この後にその申請者の方が来られて、欲しいと言ったら、もう廃棄しましたという話になると思うんですけど、これを再交付するということになると、そのときは、こういう再交付料金が発生するのかどうか、普通は更新のときとかは再交付じゃないので、料金が発生ということはないと思うんですけども、そういう場合は、本人の落ち度だということで再交付になるのか、お金が発生するのか、そこについても教えていただきたいと思います。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 森口課長。

○森口市民課長 そうしましたら、増永委員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、マイナンバーカードの申請件数、交付件数、それからそれぞれの率でございますけれども、5月31日時点の速報値にはなりますけれども、申請件数が4万2,071件、申請率は48.58%、交付件数につきましては、3万3,646件、交付率は38.86%でございます。

続きまして、マイナンバーカードの廃棄の状況でございますけれども、令和元年度に224枚、そして、昨年度は233枚、合計いたしまして、457枚を廃棄しております。

そして、現在のマイナンバーカードの留め置き件数でございますけれども、こちらは、一昨日、6月9日時点にはなりますけれども、現在、我々のところに2,250

枚のカードが留め置きをされている状況でございます。

再交付の状況につきましてでございますけれども、マイナンバーカードの再交付につきましては、令和元年度は113件、令和2年度は141件、再交付をしております。

また、廃棄処理した後にご本人が、やはりマイナンバーカードが欲しいということで申請をした場合の手数料につきましては、廃棄をしたということで、まだご本人には交付されていないという状況になりますので、再交付に当たらないため、こちらにつきましては、無料で申請が可能です。

以上でございます。

○渡辺慎吾委員長 増永委員。

○増永和起委員 申請率が高くなってきているというお話やと思うんですけども、今デジタル庁が進められている中に、このマイナンバーカードの推進というのは入っていて、健康保険証とひも付けするであるとか、マイナポイントで一人5,000円だとか、いろんなマイナンバーカードの利活用の促進策というのが取られて、その中で件数もふえているのかなというふうには思うんですけども、やはりマイナンバーカード、今お話のあったように、廃棄の数も多いですし、それから留め置き、これがこの後取りに来はるのかどうかというのは分からないわけですが、結構多い。そういう中で、やはり摂津市でもございましたけれども、マイナンバーカードの紛失というようなことも行政の中でさえあるというようなことが起きてきています。個人情報保護に関しても様々と不安があるところでありますので、まずは摂津市でもしっかりとそういうミスのない

ようにしていただきたいというのが一つございますが、とにかくカードを持たせるんだというふうなことで、走っているその国の在り方について、非常に懸念を持っているところでございますので、ぜひ市民に対してしっかりとしたりリスクの問題についても説明をしていただいたり、無理やりな誘導をしないようにということをお願いしておきたいと思っておりますし、そして国に対しても、やはり現場の混乱、いろんなことをこの間、マイナンバーカードの関係でございました。いろんな申請をするにしても、マイナンバーカードでしたほうが早いと言いながら、実はそうではなかったりとか、たくさんいろんなことがありましたので、そういう無理やりな推し進め方については、ぜひ止めるようにというふうに、国にも言っていたいただきたいと思います。思っております。

今回ののは、料金の問題ですので、これについて反対するものではございませんけれども、しっかり市としても意見を言っていたいただきたいというふうに要望しておきます。

以上です。

○渡辺慎吾委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時27分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○渡辺慎吾委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渡辺慎吾委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第38号所管分について、可決する

ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○渡辺慎吾委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前10時30分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 渡辺 慎吾

民生常任委員 水谷 毅